

呉市住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の規定に基づき住民監査請求（以下「請求」という。）の請求人（以下「請求人」という。）に証拠の提出及び陳述の機会を付与する場合の当該取扱基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求人への証拠の提出及び陳述の機会の設定等)

第2条 呉市監査委員（以下「監査委員」という。）は、呉市住民監査請求事務取扱要領（平成30年12月4日実施。以下「要領」という。）第8条第1項又は第3項の規定により受理の決定をした請求について、要領第4条の規定により請求人の陳述を行う意向を確認したときは、速やかに請求人への陳述の機会を設定した上、その日時及び会場等（以下「期日等」という。）を請求人（請求人が代理人を選任している場合は、請求人又は代理人とする。以下同じ。）に通知する。

2 前項の規定による通知には、請求人が請求に係る追加の証拠の提出を行うことができる旨を併記する。

3 請求人は、前項に規定する請求に係る追加の証拠を提出しようとする場合は、監査委員が指定する日までに、当該追加の証拠を呉市監査事務局（以下「事務局」という。）に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合は、この限りでない。

4 前項の規定により提出する証拠は、原則として、請求の要旨に係る事実を証する書面等によるものとする。

(請求人の陳述)

第3条 請求人（請求人が法人である場合は、その代表者）の陳述は、提出された請求の要旨を補足し、又は前条第3項及び第4項の規定により新たに提出された証拠に関する内容に限る。

2 請求人が複数の場合、監査委員は、陳述を行う者（以下「陳述人」という。）の人数を制限することができる。この場合において、陳述人は、請求人が選任する。

3 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。

4 陳述を行う時間は、陳述人の人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

5 監査委員は、前項に規定する時間内に陳述が終了しない場合は、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述を終結させることができるものとする。この場合において、陳述を終えていない陳述人があるときは、当該陳述人に対し、陳述を予定した内容の書面を監査委員が指定する日までに別途提出させることにより、当該者が陳述したものとみなす。

6 代理人が陳述を行う場合は、陳述を行う日までに、委任状を事務局に提出しなければならない。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、前条に規定する請求人の陳述に際し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に立会いの機会を与えることができる。

(1) 請求人が関係職員等の立会いを望まない場合

(2) 関係職員等が立ち会うことが適当でないと監査委員が認める場合

- 2 前項の場合において、監査委員は、当該関係職員等に対し、当該立会の機会を付与する旨を、請求人の陳述の期日等を示して通知する。
- 3 前項の規定による通知を受け、当該立会いをしようとする関係職員等は、監査委員が定める日までに、その旨を監査委員に申し出なければならない。
- 4 監査委員は、立会いをしようとする関係職員等が複数ある場合において、陳述の機会の円滑な運営の支障となると認めるときは、立会いをする者（以下「立会人」という。）の人数を制限することができる。
- 5 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行わなければならない。
- 6 立会人は、陳述の内容に意見を述べることはできない。ただし、監査委員が認めたときは、この限りでない。
- 7 監査委員は、立会人が陳述の機会の円滑な運営の支障となると認めるときは、関係職員等の立会いを制限し、又は認めないことができる。

（関係職員等の陳述）

第5条 監査委員は、監査を実施することを決定した後、必要があると認めるときは、関係職員等から陳述の聴取を行うものとする。

- 2 関係職員等の陳述の聴取は、監査委員が定める日時及び会場において行うものとする。
- 3 第3条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定により行う関係職員等の陳述について準用する。この場合において同条第2項中「請求人」とあるのは、「関係職員等」と読み替えるものとする。

（請求人の立会い）

第6条 監査委員は、前条に規定する関係職員等の陳述に際し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、請求人に立会の機会を与えることができる。

- (1) 関係職員等から、請求人を立ち合わせることで事務の執行等に支障が生じる旨の申立てがあった場合で、監査委員がその理由を適当と認めるとき。
 - (2) 請求人が立ち会うことが適当でないとして監査委員が認める場合
 - (3) 陳述の内容が、個人情報若しくは企業の秘密を害するおそれ又は公にすることにより市の事業等の執行に支障を及ぼすおそれのある情報等を含むと監査委員が認める場合
- 2 請求人は、代理人に立会いを行わせようとするときは、関係職員等の陳述開始までに、委任状を事務局に提出しなければならない。
 - 3 第4条第2項から第7項までの規定は、第1項の規定による請求人の立会いについて準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第1項」と、「関係職員等」とあるのは「請求人」と、「請求人」とあるのは「関係職員等」と、同条第3項中「関係職員等」とあるのは「請求人」と、同条第4項中「関係職員等」とあるのは「請求人」と、「立会いをする者（以下「立会人」という。）」とあるのは「立会人」と、第7項中「関係職員等」とあるのは「請求人」と読み替えるものとする。

（陳述の中止等）

第7条 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の機会の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止させることができる。

- 2 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の機会の円滑な運営が困難であると認め

るときは、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第8条 陳述は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開する。

- (1) 請求人が公開を望まない場合
 - (2) 関係職員等から、陳述を公開することで事務の執行等に支障が生じる旨の申立てがあった場合で、監査委員がその理由を適当と認めるとき。
 - (3) 陳述の内容が、個人情報若しくは企業の秘密を害するおそれ又は公にすることにより市の事業等の執行に支障を及ぼすおそれのある情報等を含むと監査委員が認める場合
 - (4) 第4条第7項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、監査委員が立会いを制限し、又は認めない場合
 - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症の予防等の観点から、監査委員が非公開とすることを決定した場合
 - (6) その他公開することが適当でないと監査委員が認めるとき。
- 2 監査委員は、陳述の傍聴を認めたときは、当該陳述の期日等について、ホームページに掲載する。

(傍聴人数の制限)

第9条 陳述の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、陳述開始予定時刻の10分前までに、監査委員が指定する場所に集合しなければならない。

- 2 陳述を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定める行政機関等の職員を除き、10名とする。ただし、監査委員が必要と認めるときは、当該定員を変更することができる。
- 3 傍聴希望者が前項に規定する定員を超える場合は、抽せんにより傍聴人を決定する。
- 4 報道機関に所属する者(以下「報道関係者」という。)は、あらかじめ所属する報道機関の名称及び氏名を申し出た上で、取材のため傍聴することができる。ただし、監査委員は、会場の状況等によりその数を制限することができる。

(陳述傍聴の手續)

第10条 傍聴人は、陳述開始予定時刻の10分前から陳述を開始するまでに、別に定める傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(立会い及び傍聴の禁止)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述への立会い及び陳述の傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認められる物を携帯している者
- (4) 鉢巻き、たすき、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (5) その他陳述の機会の円滑な運営を妨げるおそれがあると監査委員が認める者

(遵守すべき事項)

第12条 請求人、立会人及び傍聴人その他の者(以下「請求人等」という。)は、陳述会場にお

いて、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対し、拍手その他の方法により賛否を表現しないこと。
- (2) みだりに席を離れたり、所定の席以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 通信機器等により外部との連絡を行わないこと。
- (4) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- (5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音)

第13条 事務局職員が職務として行うものを除き、請求人等は、陳述における写真、ビデオ等の撮影及び録音等をしてはならない。ただし、報道関係者に限り、陳述人、立会人及び傍聴人の同意を得て、監査委員が認めた場合は、陳述開始前に限り、撮影のみを認めるものとする。

(監査委員の指示)

第14条 監査委員は、この基準に定めるもののほか、陳述会場の秩序を維持するため必要と認める指示を行うことができる。

(その他)

第15条 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合の当該事項については、監査委員の合議により、別途定めるものとする。

付 則

この基準は、平成30年12月4日から実施する。

付 則

この基準は、令和4年2月10日から実施する。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から実施する。